

# 琉球大学学術リポジトリ

第二次世界大戦後におけるアメリカ知識人のグアム  
認識：「エスニック問題研究所(IEA)」  
の言論活動を素材として

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2018-03-09 キーワード (Ja): グアム, ジョン・コリア, アメリカ市民権, グアム基本法 キーワード (En): IEA 作成者: 池上, 大祐, Ikegami, Daisuke メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/38706">http://hdl.handle.net/20.500.12000/38706</a>

## 第二次世界大戦後におけるアメリカ知識人のグアム認識 —「エスニック問題研究所 (IEA)」の言論活動を素材として—

池上 大祐  
Daisuke Ikegami

### The American Intellectuals' perception of Guam After World War II : Analyzing of the Institute of Ethnic Affairs' s publications

本論は、第二次大戦末期にジョン・コリアによって設立された「エスニック問題研究所 (IEA)」がグアムという米領植民地地域をどのように認識していたのかを、定期刊行物『ニュース・レター』と『グアム・エコー』の論調を素材として分析するものである。IEA の活動初期はグアム住民の賃金や土地補償などの厳しい現状を拾いあげながら米海軍統治批判を展開した一方で、民政移行の具体化は米海軍の反対により進まなかった。しかし 1949 年 3 月の「グアム議会ボイコット事件」を契機に、「グアム基本法」の制定が優先事項として認識されると、その関連記事が上記機関紙に多く掲載されはじめ、グアム住民の状況に関する情報が見られなくなった。編集業務に携わったコーガンの回想記では「我々は海軍に勝利した」としているが、必ずしも同法案はグアム住民の声をすべて反映させたものではなかったことと 1950 年の同法施行以降も、土地問題等で厳しい状況が残されたことから、IEA の活動の意義を認めつつもそこには限界性も内包されていたと結論づけた。

キーワード

グアム ジョン・コリア IEA アメリカ市民権 グアム基本法

はじめに

グアムは、1898 年 12 月のパリ講和条約以来アメリカ合衆国 (以下、アメリカ) に併合され、正式な政治的地位を付与されないままアメリカ海軍 (以

下、米海軍)の軍政下に置かれてきた。太平洋戦争時に一時日本軍に占領されたものの、1944年7月21日の米軍再上陸後、再び米海軍政下に置かれ、先住チャモロ人からの土地接収によって多くの米軍基地を抱えることとなった。チャモロ人は、自身の権利獲得の手段として、アメリカ市民権と「自治」の付与を希求し、それを法的に保障する「グアム基本法(the Organic Act of Guam)」の制定をアメリカ政府や連邦議会に請願した。それをうけて、米海軍のみならずアメリカ内務省(以下、米内務省)も深く関与しつつも、連邦下院議会の「公有地委員会(Public Land Committee)」に関わる議員による立法活動が1950年に結実し、7月21日付けで同法が制定されるに至った。これにより、グアムでは、約50年間の米海軍軍政統治が終焉し、米内務省による「民政統治」へと移行することとなった。ただ、同法は「非編入領域」という正式な政治的地位をグアム付与し、「州」とは異なる制約—アメリカ大統領選挙権がない、連邦下院議会に1名の代表を送ることができるものの議決権がなく、知事公選制もない—も同時に残すこととなった。まさにグアムは、アメリカの「内部」と「外部」のはざまの「境界」に置かれた特殊な地域であるといえよう<sup>1</sup>。

この第二次世界大戦後グアムの民政移行プロセスに深く関与してきた民間団体が、「エスニック問題研究所」(Institute of the Ethnic Affairs: 以下、IEAと略す)である。IEAは、1945年1月に、コリア(John Collier)によって創設された。1933年から1945までの間、米内務省インディアン局局長としてインディアン保護政策(いわゆる「インディアン・ニューディール」)に携わっていたコリアは、1945年1月にその職を辞し、政府の外側から先住民や米領下の太平洋島民に対する諸政策を検討することを目指し、自らも所長として、言論活動を精力的に行ってきた。ワシントン D.C.を拠点とするIEAは、機関紙の*News Letter*(『ニュース・レター』)や*Guam Echo*(『グアム・エコー』)を会員向けに発行し、グアムを中心として、太平洋信

---

<sup>1</sup> 池上大祐「「境界」としてのグアム—民政への移行をめぐるアメリカのグアム統治構想の諸相、1945～1950年—」『応用言語学研究：明海大学応用言語学研究科紀要』18号、2016年、47～66頁。

託統治領（Trust Territory of the Pacific Islands：TTPI）やサモアに対する米海軍による軍政統治を批判するとともに、文民機関による民政への移行、先住チャモロ人へのアメリカ市民権の付与を主張した。

IEA の設立および言論活動には、インディアン局長時代のコリアと行動を共にしてきた文化人類学者トンプソン（Laura Thompson）や、ジャーナリズム学の修士号保有者で1951～55年にアメリカ内務省補佐官に就任することになるコーガン（Doloris Coulter Cogan）も参画した。特にコーガンは、IEA の発行する機関誌の編集活動に加わり、IEA での活動内容について詳細に記した『われわれは海軍に勝利した』と題する回想録を2008年に刊行している<sup>2</sup>。ここでいう「勝利」とは、米海軍によるグアム軍政統治を終了させ、先住チャモロ人へのアメリカ市民権付与を達成したことを意味する。それでは、その「勝利」を目指すことを目的としたIEAは、グアムという領域をどのように認識していたのだろうか。より具体的に言えば、米海軍による軍政統治下にあるグアムの状況をアメリカ本土側の知識人たちはどのように捉えていたのだろうか。

そこで先行研究を紐解いてみよう。グアムとアメリカの関係についての研究は、グアム在住者による研究が中心であり、1950年の「グアム基本法」によってチャモロ人に「アメリカ市民権」が付与されたことで、グアム政府の「自治」権が拡大したと評価する研究<sup>3</sup>や、大戦末期からの米軍の土地接収に注目し、グアム議会側の米軍政に対する「抵抗」を分析した研究<sup>4</sup>が挙げられる。日本におけるグアム研究は2000年代から登場する。アメリカの冷戦政策を優位に進めるための手段として人権保護をアピールするために、

---

<sup>2</sup> Doloris Coulter Cogan, *We fought the Navy and won: Guam's quest for democracy: a personal memoir*, University of Hawaii, 2008.

<sup>3</sup> Pedro C. Sanchez, *Guahan, Guam: The History of Our Island*, Agana: Sanchez Publishing House, 1988; Robert F. Rogers, *Destiny's landfall: a history of Guam*, Honolulu: University of Hawai'i Press, 1995.

<sup>4</sup> Hattori, Anne Perez, "Guardians of Our Soil: Indigenous Responses to Post-World War II Military Land Appropriation on Guam," L. Eve Armentrout Ma ed., *Farms, Firms, and Runways: Perspectives on U.S. Military Bases in the Western Pacific*, Chicago: Imprint Publications, 2005, pp.186-202.

グアム住民にアメリカ市民権を与える「グアム基本法」を活用したとする池田佳代の研究<sup>5</sup>や、1960年代以降のチャモロ・ナショナリズムの高まりを社会学的に分析した長島怜央の研究<sup>6</sup>がその代表である。筆者も、軍政から民政への移行をめぐる議論において、「民主主義の実践」という米内務省の目標、軍事的拠点の確保という米海軍省の目標、そして「アメリカ市民権」の付与を求めるグアム議会の目標が組み合わさっていきながら「グアム基本法」が起草されていくプロセスを分析してきた<sup>7</sup>。これらの諸研究に共通する視点は、アメリカ政府の動向とグアム住民との関係を描くというものであり、アメリカ本国の知識人や民間組織からの視点についてはほとんど言及されていない。

一方で、コリアに関する先行研究は、インディアン政策を事例とした思想史・伝記研究が中心となっている<sup>8</sup>。日本国内では、インディアン政策と日系アメリカ人政策との連続性を主張する池本真紀の研究<sup>9</sup>、大戦後の全国アメリカ・インディアン議会」の活動を扱った内田綾子の研究<sup>10</sup>、中村優希によるアメリカ先住民史の研究動向の整理<sup>11</sup>が主な成果となっている。しかし、戦後グアムに対する言論活動に関する分析はまだ本格的になされていないのが現状である。

そこで本論は、これまで研究史上看過されてきた IEA による言論活動の内容や意味を具体的に検討することで、アメリカ本国の知識人によるグアムに対する認識の在り方の一端を明らかにすることを主眼とする。この分析を

<sup>5</sup> 池田佳代「非自治地域から見たアメリカの人権政策—グアム組織法を事例に—」『欧米文化研究』第8号、2001年、57～71頁。

<sup>6</sup> 長島怜央『アメリカとグアム—植民地主義、レイシズム、先住民』有信堂、2015年。

<sup>7</sup> 池上、前掲論文。

<sup>8</sup> Kenneth R. Philp, *John Collier's Crusade for Indian Reform, 1920-1954*, Tucson: University of Arizona Press, 1977.

<sup>9</sup> 池本真紀「ジョン・コリアの思想—日系アメリカ人強制収容政策との関連—」『広島法学』24巻2号、2000年、113～137頁。

<sup>10</sup> 内田綾子『アメリカ先住民の現代史』名古屋大学出版会、2008年。

<sup>11</sup> 中村優希「アメリカ先住民史研究—ジョン・コリアを中心に」『パブリック・ヒストリー』第8巻、2011年、79～92頁。

通じて、コーガンが回顧するように、IEAの活動が米海軍に対する「勝利」に寄与したという評価がどこまで妥当性をもつのかを検証していく。なお本論で使用する史料は、ミズーリ州カークスヴィルにあるトルーマン州立大学図書館所蔵の『ジョン・コリア文書』（John Collier Papers, 1922-1968）である。そのなかに『ニュース・レター』、『グアム・エコー』の全記事も収められており、それらを中心としつつ、適宜コーガンの回想記も併用しながら、論を進めていく。

## I. IEA設立の経緯

米海軍がグアムを領有した1899年当時は、グアム全土の約26%にあたる14,581ヘクタールのスペイン王領が、まず米連邦政府の財産になった。その後、米海軍政府は、現地住民に対し、自分の土地を軍政知事の承認なしに売却ことを禁止することで、外国資本の流入阻止を図った。また、現地の土地所有者に対し地租を賦課した。それにより、小規模の土地所有者は税金未払いによる抵当物受戻権を喪失するなかで、海軍政府は、現地人からその土地を獲得しはじめた。そして、1937年時点での米政府の所有地の総計はグアム全土の約35%にあたる19431ヘクタールに増加した。その後、1941年12月から1944年7月の日本軍による占領期間（「大宮島」時代）をへて、アメリカ中部太平洋軍によるグアム再上陸（7月21日）・全島掌握（8月10日）ののち、米海軍による軍政統治が復活した。グアム制圧後の米軍は、さらなる日本周辺の諸島および日本本土に対抗する作戦拠点をつくるべく、グアム島内の私有地を接收し、基地化していった。土地を奪われた現地住民は、米海軍軍政府が設置した仮設キャンプへ移された。太平洋戦争終了後も、米海軍による土地接收は継続され、軍事基地用としてだけでなく、米軍人のための公園やリクリエーション施設用としても活用された。それを合法化したのが、1945年11月25日に米本国議会で可決された「土地収用法」であった。ただ、土地喪失に関するグアム人への補償問題は、目下主要な課題として残ったままとなった。こうして、1946年時点の米政府（本国政府およ

び軍政府)の土地所有面積は、グアム全土約67%にあたる約36800ヘクタールを占めるに至った<sup>12</sup>。

グアム以外にも、米海軍はミクロネシア(旧日本委任統治領)を軍政統治下に置き、太平洋海域における戦略拠点ネットワーク構築を目指していた。特にマリアナ諸島は、東南アジアにも隣接することから特に重要視された。旧委任統治領の軍政統治主体である「島政府(Island Government)」の「副知事」が「グアム軍政知事」を兼任したという事実がそれを示している。その兼任した人物が、米太平洋艦隊「マリアナ地区担当司令官」のパウナル提督であった。彼は、日本軍占領期以前の地方分権的であった米軍統治機構を、知事に権力が収集するようないわゆる中央集権的な仕組みへと改編した<sup>13</sup>。このような米海軍軍政府の在り方に対して、グアム内部ではグアム議会が、アメリカ内部では連邦議会議員や米内務省が批判的な姿勢をもち、グアムの民政への移行を主張するようになる<sup>14</sup>。こうした動きを民間レベルで支えた組織がIEAであった。

ではIEAの設立過程を見てみるまえに、創設者のコリアの来歴について簡単に紹介しておこう。池本氏によれば、コリアの思想的特徴を一言でいえば「一貫してゲマインドシャフトの生活様式、すなわち諸個人が有機的な関係で結ばれているコミュニティを追い求めていた」という。1884年生まれのコリアは、クロボトキンやウィリアム・モリスの著作に学びながら、コロンビア大学学生時代に社会問題に関心をもち、1908年からニューヨークで「人民研究所」(ユダヤ系、イタリア系移民労働者に成人教育を無償で提供する学校)の運営に携ることとなった。そこでコリアは民主主義論、民族問題、アメリカの植民地問題、外交問題など、大学教員による多様な分野の講義と議論の場を設け、ソーシャル・ワーカーとしての活動を展開した。1919年からは、カリフォルニアへの移住(そこで協同組合運動、ロシア革命の意

<sup>12</sup> 池上、前掲論文、50～51頁。

<sup>13</sup> 同上。

<sup>14</sup> カリブ海のヴァージン諸島やプエルトリコでは1910年代までに海軍軍政から内務省による民政へ移行していた。

義などを講義したことで、「アカ」の嫌疑をかけられ失職）をへて、ニューメキシコへ移動した際、コリアはアメリカン・インディアンのプエブロ族の保留地で生活する経験を得た<sup>15</sup>。

そこでコリアはプエブロ族の有機的な社会関係および先住民の共同態意識を目の当たりにした。その一方で、当時の連邦政府の先住民政策の主眼は、先住民社会を粉砕すること（保留地の取り上げなど）にあり、コリアは、そのようなインディアン局の行政を「専制的、官僚制的支配」として批判するに至る。そして1923年、ニューヨーク市に「アメリカ・インディアン保護協会」（AIDA）を設立し、ロビー活動や雑誌の発行を通して、先住民問題の改革を訴える。こうした活動が、AIDAに加わっていた内務長官イッキーズ（Harold L. Ickes）の目にとまり、彼の推薦によりコリアは、1933年にローズヴェルト（Franklin D. Roosevelt）大統領から内務省インディアン局長に任命され、いわゆる「インディアン・ニューディール」を開始する。「土地に基づく経済的復興、先住民問題を彼ら自身で解決するために種族性を組織化すること、先住民の文明・文化に対する自由や機会」を提供することを主目的して、1934年の「インディアン再組織法」の制定に尽力した。また、太平洋戦争中には、日系人の強制立ち退きに際し、その社会復帰に関する支援を行うにあたってインディアン局長が担当すべきとイッキーズ内務長官に進言したことから、池本氏は、コリアを「マイノリティー集団を社会から疎外するのではなく、先住民や日系アメリカ人を白人と同じ同胞として、アメリカ社会へ迎え入れて、統合に導くよう努力している」と評価し、アメリカ社会の「統合」という難問に取り組むコリア像を提示する<sup>16</sup>。

大戦末期の1945年1月19日、コリアは、政府の外から活動するほうがより効果的になると決意し、インディアン局長の職を辞し、IEAを設立するに至る。IEAは非営利の組織で、「白人と非白人（colored races）、文化的マイノリティー集団、そして自国および海外の従属人民それぞれの内部および

---

<sup>15</sup> 池本、前掲論文。

<sup>16</sup> 同上。



その間にある諸問題の解決方法を調査すること」を目的に掲げていた<sup>17</sup>。研究とはいえ、アカデミックな議論にとどめることなく、あくまでコリアは、分野や職種を異にする専門家の連携と知的融合を目指していた。研究所設立には、人類学者トンプソンも関わる。トンプソンは、1938年にグアム現地住民の諸問題に関するグアム知事の顧問としてグアムと他の太平洋諸島の調査経験を持ち<sup>18</sup>、その後インディアン問題局でコリアと仕事をともにした人物であった<sup>19</sup>。事務所はワシントン D.C.に置かれ、多くの社会学者、弁護士、戦後アメリカの政府行政官らを理事 (directors) とした<sup>20</sup>。

さらにコリアは『ニューズ・レター』(1947年4月)で、「アメリカン・インディアンの先例が、太平洋諸島施政の方法を示す」と題する記事で、グアム人やサモア人といった合衆国管理下の太平洋人民に対する管轄権は、どのように実践されるのか、という点の議論の必要性を訴えた。同記事のタイトルが示すように、コリアが参考にしたのは、米内務省インディアン局局长時代の経験—「インディアン再組織法」(1934年)をはじめとする「インディアン・ニューディール」関連立法の実践—であった。同法律では、インディアン施策を管轄する米内務省インディアン局は、インディアン自身が自助・相互扶助のために組織したコミュニティを通じて、間接的にかかわるなかで、「連邦・州・地方政府のあらゆる資源を集中するよう努める」とされていた。これらの原則を太平洋島民にも適用可能であると主張するなかでコリアは、将来グアムなどの太平洋島嶼地域を管轄することになる文民機関は、直接的にあらゆる事業を実施するのではなく、事業に応じてそれを専門とする部局の資源活用を引き出すことに専念すべきであるという。例として、「たとえ文民機関が島民に対する管轄権を与えられたとしても、米海軍が保有・

<sup>17</sup> Cogan, *op.cite.*, p.31.

<sup>18</sup> その成果は、Laura Thompson, *Guam and its People* (3rd edition), American Council Institute of Pacific Relations, 1947に結実している。

<sup>19</sup> 1943年にはコリアと結婚している。Laura Thompson, *Beyond the Dream: A Search for Meaning*, University of Guam, Micronesian Area Research Center, 1991, p.107.

<sup>20</sup> Cogan, *op.cite.*, p.34.

運営する輸送手段・医療及び公衆衛生事業などは、契約によって自由に使用され得る」とした。また、管轄権をもつ文民機関による最終的な承認に従うという条件のもとで、島民自らが「自治」を形成していくものとすべきであるという主張も、「インディアン再組織法」の仕組みを髣髴とさせる<sup>21</sup>。

こうした理念を掲げながら始動することになった IEA は、その後機関紙を通じて様々な観点からの言論活動を展開させていくことになる。

## II. グアム住民の状況に関する論調

### （1）米海軍軍政統治に対する批判

すでに『ニュース・レター』の発行による言論活動を開始していたコリアが、機関紙『グアム・エコー』の発行を決意したことには、1946年1月に開催された第1回国連総会第1部で、信託統治問題に関する合衆国国連代表団顧問として参加したときの経験が背景としてあった。アメリカにとって喫緊の課題は日本から奪取したミクロネシアに対する統治方法であった。想定される選択肢は①合衆国への併合（主権獲得）、②国連憲章82条に基づいた「戦略的信託統治領」化、③国連憲章83条に基づいた通常的信託統治領化の3つ存在したが、コリアは③を選択すべきと主張し、「世界の諸問題のこの地域における合衆国のリーダーシップは、彼ら独自の政治システムを運営していない大多数のほかの人民の運命に有益な影響を与える」との持論を、『ニュース・レター』（1946年4月）で展開していた<sup>22</sup>。さらにコリアは、1946年8月30日付のトルーマン大統領あての電報でも以下のように主張した。それは「合衆国は日本委任統治領を国連信託統治のもとに置き換えて、施政権者として政府の文民機関を通して、それらを統治する意図があるということ、あなたははっきりとさせることを我々は強く主張する」。「軍事的

---

<sup>21</sup> *News Letter*, Vol. II, No. 4, April, 1947, pp. 7-8, John Collier Papers, 1922-1968, Part III 1945-1960 (hereafter Collier Papers), Series III Office Files, 1943-1960, microfilm (hereafter OF), Reel 51, Picker Memorial Library, Truman State University (hereafter PML), Missouri.

<sup>22</sup> *News Letter*, Vol. I, No. 2, April, 1946, pp. 1-7, Collier Papers, OF, Reel 52, PML, MO.

な必要要件は、永続的な海軍統治にこれらの諸島住民を従属させることなく、国連総会の下での信託統治を通じて完全に満たされうる」。(ミクロネシアと同様に)「グアム、米領サモア、そして他の合衆国の保護領」に対して民政を拡大させることになるろう、というものであった<sup>23</sup>。

しかし、1946 年秋に開催された第 1 回国連総会第 2 セッションが開催された 2 週間後の 11 月 6 日にトルーマン大統領は、グアムを除くミクロネシア全域を国連安保理のもとに置く準備を合衆国は行っている (= 戦略的信託統治に置く) と表明した<sup>24</sup> ことと、それにはフォレストル海軍長官の率いる海軍省が明確にこの局面の背後で動いていたことから、コーガンの回顧によれば、このニュースをきいたコリアはきわめて憤っていたという<sup>25</sup>。こうした経緯があつて、コリアは『ニューズ・レター』(1946 年 12 月) で、ミクロネシアの「戦略的信託統治領」化に対する反論を展開するとともに、同じく米海軍軍政下に置かれているグアムの抑圧的状况についても告発しはじめた。コリアがここで問題にしたことが、そうした島の状況がアメリカ内外でほとんど報道されていないという事実であった。コリアは、以下のように言う。

この島にニュースの空白が存在していることを認識しているアメリカ人は、ほとんどいない。23000 人の現地住民のために発行されている新聞がない。合衆国から定期的に送られてくる雑誌もない。その人民が彼ら自身を表現できるような出版物が存在しない。／Navy News は、30,000 人のアメリカ人とグアムに駐留している職員のために日刊で発行されており、しばしば現地住民に読まれている。しかし、本質的にこの新聞は、海軍の人たちに合わせて作られている。島民に関わる世界のニュースは除外されている。ここには海軍の新聞を批評するものもなく、その新聞は、海軍の士気をあげることを主要目的として編集されている。／

<sup>23</sup> Appendix 4, “Telegram to President Truman, August 30, 1946,” Cogan, *op.cite.*, pp.200-201.

<sup>24</sup> この経緯については、池上大祐『アメリカの太平洋戦略と国際信託統治—米國務省の戦後構想 1942-1947』法律文化社、2014 年、第 6 章を参照。

<sup>25</sup> Cogan, *op.cite.*, p. 51.

しかし、グアムでのニュースの普及は、望まれたままである。今、合衆国にいる若いグアム人が、去年の夏にこの国に到着するまで、国連のことを聞いたことがなかった、と告白した。<sup>26</sup>

こうして1947年から『グアム・エコー』がアメリカ内およびグアム内の会員・購読者に向けて発行されることになった。4ページ構成・2つのコラム・ガリ版刷の形式の新しい刊行物は、グアムに影響を与えるワシントンの新情勢、グアムからのニュース、ニューヨークの国連本部からのニュース、編集コメント、編集者への手紙で構成された。1度でも年会費を支払ったことのある「会員」の数は、グアム在住者については、1946年10月では45名だったが、1949年12月の152名を経て、1950年には186名にまで増加した。同じく1950年のグアム以外の在住者（主にアメリカ本土）の会員数が約410名となっており、1950年には最大で600名弱ほどの規模であったと見積もることができる<sup>27</sup>。このような経緯から、コリアのイニシアチブでIEAが設立され、2つの機関誌を軸に、グアムの現状および米海軍軍政統治批判を本格的に展開していくこととなる。

米海軍軍政統治下のグアムで、先住チャモロ人の意思を反映させることができる唯一の機関はグアム議会であった。1917年に事実上「諮問機関」として成立したグアム議会は、日本軍占領時代に一時中断していたが、1946年7月13日のグアム議会議員選挙を経て再開されることとなった。そのなかで、グアム議会上院議長ボルダロ（B.J. Bordallo）をはじめ、グエレロ（F. B. Leon Guerrero）、サンチェス（Simon A. Sanchez）などの議員は、戦前からグアム民政を要求していた経歴をもつ。1947年1月4日、グアム第8議会は、上院と下院による「合同決議1」のなかで、「グアム市民に対する合衆国の完全な市民権の付与を規定した基本法（Organic Act）を合衆国議

---

<sup>26</sup> *News Letter*, Vol. I, No.6, December, 1946, p.7, Collier Papers, OF, Reel 52, PML, MO.

<sup>27</sup> File "IEA membership file(A-Z)", Collier Papers, OF, Reel 52, PML, MO.

会で通過させる」ことを決議した<sup>28</sup>。『グアム・エコー』(1947年2月27日)は、このグアム議会による合同決議に関する記事を早速掲載した。その際、IEA会議の場やワシントンおよびニューヨークにいる関係者は、このニュースを熱狂的に受け取った、とコーガンは回顧する<sup>29</sup>。他方で1947年1月、米海軍は、グアムに対する市民権と基本法はよい考えであると同意したが、まだその時期ではないとの認識を持っていた。これに対しコーガンは、『ニューズ・レター』(1947年1月)のなかで、米海軍の戦略は、グアムと米領サモアに関する基本法を制定しないまま、連邦議会をやりすごして引き延ばすことで、世論の関心とグアム人の希望を衰えさせることを目的としている、との記事を掲載し、米海軍批判を展開した<sup>30</sup>。

それでは IEA が当時のグアム住民がおかれていた状況についてどのような認識を持っていたのかを、関連する記事から見ていこう。『ニューズ・レター』(1946年12月)は、米海軍によってグアムに派遣された新聞記者ノリス(John G. Norris)による観察結果—米海軍軍政の状況が良くないとする事実—を「ニュースのなかのグアム」という項目のなかで紹介している。まずは、先住チャモロ人労働者と島外から流入した労働者との賃金格差の存在が指摘された。「どの人種—中国人、日本人、ハワイ人など—に関わらず、どの市民も、同様の仕事に対して同様の技術をもつチャモロ人(先住グアム人)の4倍の給料を受け取っている」とのことで、この賃金差別の維持を主張しているのはパウナル軍政知事とパウナルの上司にあたる太平洋艦隊司令官タワーズ(John H. Towers)提督(島政府軍政知事)であるという。このノリスからの情報を踏まえ、IEAは「非グアム人の傍らで餓死賃金を受け取ること—病気休暇や残業代もなしに—や、市民権がないことで、グアム人のための復興が抑制されている」と論じ、「そのような差別は皮肉的であり、

<sup>28</sup> 池上、前掲論文、59頁。

<sup>29</sup> *Guam Echo*, Vol. I, No.1, February 27, 1947, p.1, Collier Papers, OF, Reel 52, PML, MO.

Cogan, *op.cite.*, p. 59.

<sup>30</sup> *News Letter*, Vol. II, No.2, 1947 January, pp.1-4, Collier Papers, OF, Reel 52, PML, MO.

無慈悲なことである」との認識を示した<sup>31</sup>。

## （2）土地をめぐる記事

さらに、「戦災補償」という項目では、連邦議会によって1945年11月に制定された「功績補償法（公法224、第79議会）の実施状況が不十分であることも指摘された。同法律は、米海軍を、戦争被害や戦後海軍による土地（財産）接収から生じたグアム人による補償請求（5000ドル以下）を解決させる最高機関に位置づけ、5000ドルを超える補償支払いについては連邦議会に承認を求めることとしている。しかし、「ほとんどのグアム人の財産は戦争のなかで破壊されているか、戦後アメリカ軍によって取られているか」という状況—例としてアガナ（現在のハガニア）はグアム再奪取のためにアメリカの空爆で破壊された—であり、例えば先住チャモロ人のボルダロ（B.J.Bordallo）とマルチネス（Pedro Martinez）によって所有されていたバス路線も米軍上陸後に米海軍が引き継いだことから「海軍によるバス運営により、料金が一区間5セントから25セントに引き上げられそれが海軍の利益になる一方で、ボルダロあるいはマルチネスも自身の損失分が補償されていない」という。また、戦争でほとんどの財産が破壊されるか接収されていることからグアム人は補償委員会による即時支払いに依存せざるを得ない状況にもかかわらず、1946年6月までに集まった3500の補償請求に対する支払いが進んでいない状況だという。IEAは、こうした米海軍の対応について「海軍は海軍統治に対してグアム人を黙らせるか、彼らへ補償が支払われるまで黙認させるために、補償請求に関するその絶対的な権限を行使することをためらわない」と厳しく批判した<sup>32</sup>。

『グアム・エコー』（1948年6月30日）には、「タモンビーチ論争」という表題で、タモン湾の土地接収をめぐるチャモロ人・軍政府・アメリカ本国間の議論が紹介されていた。発端は、米軍（陸軍）がレクリエーション目的

---

<sup>31</sup> *News Letter*, Vol. I, No.6, December, 1946, pp.6-7, Collier Papers, OF, Reel 52, PML, MO.

<sup>32</sup> *Ibid.*, pp7-8.

でタモン湾を獲得したがつているという情報を耳にしたグアム商工会議所会頭のパロモ (Vincent R. Paromo) が、4月14日付けの『グアムニュース』(米海軍発行の現地新聞)にて、もしその土地が軍事施設のために使用される予定であれば反対しないが、その海岸が独占的なレクリエーション地域事業に開発されるとすれば、その動きに反対すると抗議したことによる。そこでパロモを中心としたグアム商工会議所は、フォレストル国防長官に宛てた電報のなかで、グアム人にとってのタモン湾およびタモンビーチの重要性—ラッテストーン(古代チャモロ遺跡のひとつで現在は奥屋の土台ではないかと推測されているが、当時はグアム人の祖先の墓所と認識されていた—筆者注)やルイス・サン・ビトーレ神父礼拝堂(グアム人の巡礼地)が隣接することから—を訴えたという。また、グアムのカトリック教会の発行する週刊誌『ウマツナ・シ・ユーズ』も、4月18日付けで「グアム人のためにタモンビーチの維持を」と題する記事を掲載したということも紹介された。

件のグアム商工会議所の電報は、4月15日にフォレストル国防長官執務室を介して米陸軍省へと回され、4月末に極東司令部長官のマッカーサーへと回った。マッカーサーは5月11日に、ワシントンの陸軍省に対して、米海軍マリアナ・小笠原地区司令官グリスウォルド少将 (Major General Francis H. Griswold) による4月29日付けのコメントの存在について報告したという。その報告内容は、陸軍航空部隊が必要としているのはタモンビーチの半分ほどの用地のみであり、(グアム人が重視する)ラッテストーンとルイス・サン・ビトーレ神父礼拝堂はその区域に含まれないのであって、グアム知事もそのように調整して進めているところである、といったものであった。それでもグアム議会は5月1日に、現在すでに確保されているもの以上のビーチが軍隊に確保されることを抗議する決議を承認した。その決議は、「すべてのビーチを公的財産として表明することを要求し、そしてさらに、現在国防のために占領され、必要とされているもの以上に、軍隊がグアム人の土地を追加して購入あるいは貸与するための資金は、合衆国議会によって承認されることはない」というものであった。こうした論争に対して、

『グアム・エコー』の編集者は、「その土地問題全体は、グアムにおけるもっとも重大な（扱いにくい）問題の一つである」と吐露している<sup>33</sup>。

以上のように IEA が 1947 年から 1948 年にかけて、米海軍軍政統治批判を展開するなかで、チャモロ人の賃金や土地接收の状況に関する記事が散見された。その状況を克服するためには、アメリカ市民権を付与したうえで、軍政統治を終了させ、民政統治へと移行させることが必要とされた。このことはアメリカ本国のトルーマン政権内でも課題として認識されていた。次章では、アメリカ本国政府の動きと IEA の活動についてみていこう。

### Ⅲ. アメリカ本国政府によるグアム調査に関する論調

#### （1）米海軍省「ホプキンス委員会」によるグアム調査に関する記事

グアム住民の状況についての情報収集は、アメリカ本国政府によっても進められた。1944 年以降から米海軍によるグアムの軍事拠点化が進むなか、米政府内ではグアムおよび米領サモアに対する統治方法に関する検討が開始されていた。1945 年 10 月 20 日、トルーマン大統領は、米内務省管轄のもとで既に民政に移行しているアメリカ海外領土が他に存在していることにかんがみ、グアムと米領サモアに関する政策勧告を大統領に提出するよう、国務長官、陸軍長官、海軍長官、内務長官それぞれに指示した。これを受けて、海軍長官フォレストル（James V. Forrestal）がトルーマンからの諮問に応えるべく、元ダートマス大学学長ホプキンス（Dr. Ernest M. Hopkins）を座長とし、前マサチューセッツ州知事トービン（Maurice J. Tobin）、カリフォルニア大学農学部長レイソン（Knowles A. Ryeson）からなる「ホプキンス委員会」を組織し、1947 年 2 月から 3 月にかけてグアムおよび米領サモアに関する米海軍政府の運営実態、現地住民の政治的・社会的・経済的生活に関する調査を担当させた<sup>34</sup>。

ただ IEA は、米海軍省による調査がもたらすであろう成果については懐

---

<sup>33</sup> *Guam Echo*, Vol. II, No.6, June 30, 1948, pp.4-5, Collier Papers, OF, Reel 52, PML, MO.

<sup>34</sup> 池上、前掲論文、51 頁。



疑的な見解をもっていた。たとえば、『グアム・エコー』（1947年2月27日）は、「その調査は海軍にとって「ごまかし」になるかもしれない。この委員会の勧告は、フォレスト長官にいくつかの方策で妥協することに同意させるであろう。たとえば、彼は海軍支配の継続を要求するという立場を固守しながら、その島民への合衆国市民権に同意するかもしれない」という記事を書いていた<sup>35</sup>。だからこそ IEA は「ホプキンズ委員会」による調査の内容を注視することになる。『ニューズ・レター』（1947年3月）は、「ホプキンズ委員会がグアム人の不満を聴く」と題する項目のなかで、米海軍軍政府による土地接収にともなうグアム人への土地補償の不十分さ、農地不足による食糧価格の高騰、島外出身労働者との賃金格差（4倍）などに関するグアム人の不満を紹介した。たとえば、接収された土地について以下のようなグアム人の言葉を引用している。

政府は我々の土地あるいは我々の居所の全体的な決定権を所有している。そのような状況が不平を生み出す。このあたりでおし進めているビジネスはストップされるべきだ。ときどき我々の財産を占有する部隊は、そのような財産に我々を接近させようとしない。ほとんどの部隊は、「制限区域。立ち入り禁止」の印を掲げる。その土地の生産物—マンゴー、オレンジなど—は、一般的に我々に与えられなかった。<sup>36</sup>

こうした厳しい状況を是正するためには、グアムにもアメリカ本国と同様の市民権を享受することが必要であるという認識をグアム人が持っていることもこの記事で紹介された。やや長くなるが、重要なので以下引用文を紹介しよう。

<sup>35</sup> *Guam Echo*, Vol. I, No.2, February 27, 1947, pp.1-2, Collier Papers, OF, Reel 52, PML, MO.

<sup>36</sup> *News Letter*, Vol. II, No.3, March, 1947, p.7, Collier Papers, OF, Reel 52, PML, MO.

市民権は我々の母国で実践されているようには享受されていない。日本占領期、我々のワイルドラジオは、母国が我々に市民にすると約束し、すでにそうしていると明らかにした。我々は今その現実を欲する。我々是我々の子どものために、我々の学校で教わったように古いスペイン式生活様式ではないアメリカの理想を欲する。我々はアメリカ人として考え、ふるまい、食べ、そして行動する。我々の貨幣、切手、言語はすべてアメリカンだ。残っているものは、偉大なアメリカ国家—2つの大戦期に、我々が結果を顧みずに防衛に助力した—の一部になることが認められることだ。グアムの息子たちは、2つの大戦期におけるアメリカ人の苦難と死を共有した。しかし、アメリカ人に享受されている市民権（civil rights）は、共有されていない。1947年1月にグアム議会が再招集されるとすぐに、市民権と基本法を合衆国議会にもとめる決議を採択した。ほとんどのすべての町、すべての人々がそれを承認した。これは今や我々の悲願である。<sup>37</sup>

こうしたグアム人の意見をすくい上げるなかで、IEAは「もしその住民のこれらの観点が誠実に報告されるなら、また、これらの観点に基づいて、立法についての勧告がなされるのなら、フォレストル海軍長官は可能なかぎり文民統治のための指令に及ぶであろう」と、米海軍の動向にくぎを刺した。つまり、「海軍は優雅に手を引かざるを得ないことは徐々に明白になっている」ということであった<sup>38</sup>。

## （2）米内務長官クルッグのグアム訪問

米内務省も1947年2月からグアム調査に乗り出した。内務長官はコリアと深い関係のあったイッキーズからクルッグ（Julius Krug）に変わっていた。IEAはクルッグ新内務長官について、米海軍省とのつながりが深いという点から、当初は疑義の目を向けていた。その後、クルッグ内務長官自身が直接グアム、サモア、沖縄、ハワイなどを訪問・調査し、その様子や折にふれたクルッグの発言内容が知られてくると、IEAはその疑義の目を緩和し

---

<sup>37</sup> *Ibid.*

<sup>38</sup> *Ibid.*

始めた。『ニュース・レター』（1947年3月）の「民政：『次のステップ』」と題する項目の冒頭には、「太平洋の様々な島嶼に対する自治（self-rule）と民政の促進を望むというクルッグ内務長官個人の信念に関する疑義は、完全に軽減されている」と記されている<sup>39</sup>。

つづけて同記事は、2月25日付けの東京のAP通信への談話でのクルッグ内務長官の「合衆国との彼らの長いつながりは、認識されるべきである。」「その島嶼の政府は、先住民（natives）の伝統と部族の慣習に対して最小限度の干渉に基づかれるべきである。先住民首長たちは、そっとしておいても良好に統治する。」という言葉を用いし、クルッグ内務長官がグアム人とサモア人へのアメリカ市民権を唱道している様子を好意的に紹介した。さらに同記事は、「クルッグは、その島嶼の管轄権に関する彼の提案をトルーマン大統領にしかるべき時期に提出すること、および現在の委員会内でその法案に対して行動がとられるまで議会でその問題を取り上げ続けることを見込んでいる」と記している<sup>40</sup>。さらにクルッグへの期待は、『グアム・エコー』読者からの以下のような投書からも見受けられた。

（前略）クルッグ内務長官とその一団による短期訪問は、もっとも満足のいくものであった。すくなくとも、煙の背後の火を見ようとする努力がなされていたことが示された。

これらの洗練された紳士達に会うという幸運に恵まれたわれわれが認識したことは、彼らが我々の理想に同調的であり、その時期がきたときには彼らのより必要とされる援助が利用されうるということであつた。彼らが我々に強調したことは、彼らはグアム人民のためのアメリカ市民権と基本法を信じているということであつた。

マサチューセッツ前知事のトービン、ホプキンス博士、レイアソン博士によって実施された調査（海軍省のホプキンス委員会のことを指す一筆者注）は、あらゆる手段を講じた。彼らもまた、我々の苦境を認識しているに違いない。さ

<sup>39</sup> *Ibid.*, pp.6-7.

<sup>40</sup> *Ibid.*

もなければ、かれらはどうしようというのだろうか？

我々がこの調査の結果を待っている間、我々の感情は、一本足で立っている人間の感情のようである。いつ、もう片方の足をおろすことになるのか？我々が疲れ切ってしまう前に、議会が決定することを我々は望む・・・。<sup>41</sup>

しかし、前述した「ホプキンス委員会」の報告書（1947年3月25日）も、グアムの処遇についての米内務省と米海軍省の共同声明（1947年5月28日）も、グアム人にアメリカ市民権を付与することの必要性については合意したが、米海軍による軍政統治を継続させるという方針を掲げるという結果となり、この方針はトルーマン大統領にも共有された<sup>42</sup>。

ただ、IEAにとって衝撃だったのは、「グアムが完全に復興するまで」グアムに対する米海軍統治を維持することに合意する決議をグアム議会が行ったことであつた。「民政支持者を落胆させる」というキャプションをつけた『グアム・エコー』（1947年9月26日）の記事は、『グアム・エコー』編集者に対して、あえて米海軍と「外交的に」ふるまうことを望んだのではないかとグアム議会を慮りながらも、「私は（グアム議会の）そのような行動に当惑している」と発言したワシントンDC滞在中のグアム議会議員の声を掲載した。別のグアム人からは『グアム・エコー』宛てに手紙が届き、その内容も記事にした。それは、（米海軍との関係が薄れることで—報告者注）グアム人実業家たちの収入が減ってしまう恐れがあつて、それがグアム議会の行動に影響したのではないか、という意見であり、続けて「我々の議会が我々の願望を偽ることを選択したのだから言うけれど、グアム人たちが本当に欲しているものは、住民投票で表明されるのが最善である」と主張するものであつた<sup>43</sup>。コリアも同記事に自身の見解を載せている。その内容は、「グアムが完全に復興するまで」という時期設定は、事実上そのようなことがな

---

<sup>41</sup> *Guam Echo*, Vol. I, No.3, March 20, 1947, p.4, Collier Papers, OF, Reel 52, PML, MO.

<sup>42</sup> 池上、前掲論文、51、56～57頁。

<sup>43</sup> *Guam Echo*, Vol. I, No.10, September 26, 1947, pp.1-2, Collier Papers, OF, Reel 52 PML, MO.

しえない以上、米海軍軍政が永続することになってしまう、という主旨であった。コリアは、さらに続けて以下のように主張した。

今日、新しい世界戦争のうわさが国内外にたちこめると、陸軍・海軍は、文民機関がそうするよりも難く連邦議会から資金を調達する。その状況を理由にして、我々の生命に対する統治を陸軍あるいは海軍に明け渡すことはない。(グアム)議会決議があろうがなかろうが、グアム人たちが彼ら自身のアメリカの大義(American cause)と自然権(birthright)を明け渡すことを望んでいるとは、私はぜったいに信じない。<sup>44</sup>

軍による統治がアメリカの理念を損なうという考え方をもちコリアは、だからこそ、グアムにおける民政への移行に向けて、アメリカ本国にいるアメリカ人の協力と努力を以下のように呼びかけるのである。「そして、その島民の幸福を求める本土アメリカ人は、文民統治に向けて努力するであろうし、グアム人のためにそれを勝ち取るだろう。他の島のためにも」<sup>45</sup>。

#### IV. 「グアム基本法」案の審議状況に関する論調

##### (1) 民政移行に向けた動きの加速化

民政への移行を達成するためには、その法的根拠となる「グアム基本法」をアメリカ連邦議会で成立させる必要がある。IEAは、『ニューズ・レター』(1947年1月)に「グアム基本法は、グアムにとって何を意味しうるのか」と題する記事のなかで、具体的な達成目標を箇条書きで21項目を挙げていた。「上院の助言と同意にもとづいて合衆国大統領によって文民知事が任命される」／「グアム人民へのアメリカ市民権」／「グアム議会による立法」／「差別的な労働法の廃止」／「島と国防に直接関係しない地域的問題に対する海軍統治からの自由」／「絶対的な拒否権をもつ知事の権限の廃止」／「アメリカ体制のもとでのグアム人民の社会的／政治的平等」／「教育、公

---

<sup>44</sup> *Ibid.*, p2.

<sup>45</sup> *Ibid.*

衆衛生、高速道路、土地改良、公共事業などの予算に対する連邦の補助金の分配」<sup>46</sup>などが主な項目である。

さらに立法活動主体となるアメリカ連邦議員の活動や見解なども断続的に機関紙のなかで紹介している。たとえば、先の『ニューズ・レター』は、グアム基本法の制定についてハワイ選出の代議士やインディアナ州選出の共和党議員など、多くの連邦議会議員が前向きに検討していることにも触れている<sup>47</sup>。また、『グアム・エコー』（1947年2月27日）は、米海軍がグアム同様に軍政統治下に置いているミクロネシア地域の統治方法に対する2名の連邦議員—マンスフィールド(Mike Mansfield) 下院議員（民主党、モンタナ選出）とバトラー(Hugh A. Butler) 上院議員（共和党、ネブラスカ選出）—の見解を掲載した。マンスフィールドの見解は「個人的に、その委任統治領に対して民政をしくほうがよいと思うが、実践的かつ現実的に考慮すると、私は海軍が最善の統治者であると結論付けざるをえない。それが、様々な諸島間の連携を維持することが最善かつ唯一の手段となろう」というものであり、バトラーのそれは「これらの諸島の現地住民は、市民的あるいは政治的権利を持たず、独立した裁判所もない。実際、米海軍知事が、その軍政府の行政・立法・司法機関のすべてを担っている。（中略）、これらの住民の福祉について最終的な責任を持っているのは、合衆国議会である。我々はこの責務を避けることはできない。我々は、かれらに、真のアメリカの政府のかたちを与えるべきである」というものであった。前者は米海軍による軍政統治継続、後者はその終了を主張するものとして対照的なものであった<sup>48</sup>。

また『グアム・エコー』（1948年6月30日）には、クラフォード(Fred L. Crawford) 議員のグアムへの民政移行についてのコメントを掲載した。クラフォードは、「軍事機関が平時において市民を統治することは、民主主義の原則に反しているけれども、グアムと米領サモアは50年間米海軍省に

---

<sup>46</sup> *News Letter*, Vol. II, No.1, January, 1947, p.3, Collier Papers, OF, Reel 51, PML, MO.

<sup>47</sup> *Ibid.*

<sup>48</sup> *Guam Echo*, Vol. I, No.2, February 27, 1947, p.2, Collier Papers, OF, Reel 52 PML, MO.

統治されている」と指摘したうえで、「第一段階では、グアム人とサモア人を合衆国市民にすること、第二段階では、彼らに、権利の章典と憲法上の保護をあたえることが私の目的である」と記者に述べた。ただ、彼がグアム人へのアメリカ市民権付与を強調する背景には、1947年7月からアメリカによる国連信託統治が開始されたミクロネシア地域がグアムやサモアに先んじて「民政統治」（1950年までは主体は米海軍）へと移行していたこととつながっていた。その信託統治領の住民に対する憲法上の権利を保障するための法律制定も進められていた状況のみを、クラフォードは、「アメリカという国は国際社会の舞台では自身を模範的な例とすることを好む」としたうえで、まずは「米海軍に支配された」グアムとサモアへの民政移行を優先して進めるべきである、との見解を示した<sup>49</sup>。

このように、グアム民政移行の必要性を強調する連邦議員は少なからずいたものの、米海軍省の意向で1948年までは具体的に「民政移行」の動きが加速することがなかった。しかしそこで、IEAのコーガンが回想録でグアム民政移行達成のターニングポイントと位置付ける事件がグアムで起きた。それが1949年3月5日の「グアム議会ボイコット」である。顛末は以下のとおりである。米海軍政府職員が、グアム現地でのビジネスに関与したという違法行為に対し、実態追及のためにグアム議会がその職員の召致を要求した。ところがパウナル軍政知事の介入でそれが実現しなかったことから、軍政知事による立法権の侵害ということでグアム下院議会が中断し、議員が退席する事態になったのである<sup>50</sup>。このグアム議会ボイコットの3日後の3月8日に、コリアとコーガンは、以下のような声明を発表した。

連邦議会とアメリカ人民が、3月5日のグアム下院議会によるボイコットの重大さを理解することを私は望む。(中略) 米海軍統治に対する抵抗の段階に入ったそのボイコットは、基本法と民政に関する彼ら（グアム議会議員）の願望を劇的

<sup>49</sup> *Guam Echo*, Vol. II, No.6, June 30, 1948, p.2, Collier Papers, OF, Reel 52 PML, MO.

<sup>50</sup> 池上、前掲論文、60頁。

に示している。（中略）米海軍と米内務省は、多くの年月を要している基本法案を連邦議会に提出するよう迅速に試みるべきである。グアム人が連邦議会に対して自身の要求に関心をもたせるようし続けなければならないと本人たちが感じていることが重要である<sup>51</sup>。

コーガンの回想録によれば、この声明文をはじめとして「グアム議会ボイコット事件」が新聞各社のみならず、関係する連邦議員、ホワイトハウス、国務省および内務省、ハワイやグアムにも広まったという<sup>52</sup>。たとえば『グアム・エコー』（1949年3月26日）は、ニューヨークの弁護士ウェルズ(Richard H. Wels) —第二次大戦中はグアムでの米海軍予備役将校官—が、3月9日付の『ニューヨーク・タイムズ』への投書で「グアム下院議会の行動は、アメリカの人口のどの集団よりも戦争による荒廃に苦しんだグアム住民に対する、我々の極度の軽視を劇的に表している」と述べたことを紹介している。さらに、ウェルズは以下のように続けたという。

我々が保有する植民地に対して民主的な生活様式を拡張することの失敗は、共産主義者に効果的な論拠を提供することになる。彼らは「鉄のカーテン」を越えて西洋の民主主義の手法を拡大するという我々の現在の努力における我々の信頼に対する、できあいの異議申し立てが可能となる。なぜ我々が説教していることを我々が実践しないのか、と彼らはいうのはもっともだ。<sup>53</sup>

また、連邦下院議会議員クラウフォードは、「個人的には私は、今こそグアム人(Guamanians)が、米海軍の支配のもとで生きることをもはや欲しない—たとえ海軍がそれを望んでいても—という紛れもない証拠を提起するときだと感じている」と述べたという<sup>54</sup>。

---

<sup>51</sup> Appendix 14, "Institute New Release on Guam Assembly Walkout," *Cogan, op.cite.*, p.209.

<sup>52</sup> *Ibid.*, p. 133.

<sup>53</sup> *Guam Echo*, Vol. 3, No. 2, March 26, 1949, p. 1, JCP, OF, Reel 51, PML, MO.

<sup>54</sup> *Ibid.*, p.2.



こうした事態が影響してトルーマン政権は、グアム基本法の成立よりも前の1949年9月にパウナル軍政知事を更迭し、米内務省広報局に所属していたスキナー (Carlton Skinner) を知事に任命した。グアム史上最初の「文民知事」であった<sup>55</sup>。スキナーは、前述した1947年2月のクルッグ内務長官によるグアム調査旅行にも帯同していた人物でもあった。『グアム・エコー』(1949年9月15日)によれば、IEAの取材としてコーガンが、ワシントンに離れる前のスキナー新知事へインタビューした際(9月8日)で、グアムについての今後の計画について尋ねたところ、スキナーは、遠慮がちに「私の計画は、グアムの人民のために、もっとも可能な様式でグアム政府を運用することです。グアム到着前に詳細な計画を表明することは生意気だと思われることでしょう。私は、自分自身を地域(local)な状況に精通させ、グアム議会、地域リーダーたち、米海軍高官たちと協議することを意図しているので、諸政策は協同的に発展されるでしょう。つまり、その諸政策は、私が外部から持ち込んだものにはならないでしょう」と答えていたが、そのなかでもスキナーは、民政統治・人民の政府・自治(self-rule)についての決定的な信念を有していること、できるだけ早い時期にグアム基本法が連邦議会で承認されることがもっとも重要であること、そして連邦下院公有地委員会のグアム訪問の実現にむけて動く予定であることを表明した<sup>56</sup>。結果的に、連邦下院公有地委員会の議員のグアム訪問が11月に予定されることとなった。

## (2)「グアム基本法」案における「属領代表者(Resident Commissioner)」規定をめぐって

グアム基本法案については、1947年からグアムの民政移行に理解のあった連邦下院公有地委員会に所属する議員らによって起草されてきたが、1949年9月30日に下院公有地委員会で支持を得た「グアム基本法案4499

<sup>55</sup> 池上、前掲論文、60頁。

<sup>56</sup> *Guam Echo*, Vol. 3, No. 7, September 15, 1949, p. 1, JCP, OF, Reel 52, PML, MO.

号」では、「グアムは属領代表者[議決権のないグアムからの連邦議員を意味する—筆者注]をワシントンに送るべきである」とする条文が削除されていた。この条文の重要性については、クルッグ内務長官が 1947 年以来折に触れて指摘してきた。理由はグアム住民にかかわる諸問題がアメリカ国内でどのように議論されているのかをグアムからの代表が知ることができ、逆にグアムのニーズもアメリカ本国側が知ることできるというメリットがあると認識されていたからであった<sup>57</sup>。これをめぐって『グアム・エコー』（1949 年 10 月 31 日）は、「グアムからの属領代表者」という項目で、その条文が削除された理由についての連邦議会議員による説明記事を掲載した。公有地委員会内の小委員会議長のレッドン（Monroe Minor Redden）議員—「グアム基本法案 4499 号」の起草者—は、「合衆国が保有する、あるいは信託統治に置いている太平洋上の各島から属領代表者が（連邦議会に）送られるとするならば、かなりの支出を必要とし、連邦議会構成員が増加するであろうし、そのような議会は、多くの観点から、正当とは認められないかもしれない」と述べた。その背景には同時期に、カリブ海のヴァージニア諸島において属領代表者の選出を認めるための法案が出されていたことがあった。

それに関し、米内務省顧問のシルヴァーマン（Erwin Silverman）は、属領代表者の増加にともなう支出・議会構成員の拡大を懸念する連邦議員たちは、日ごろの多忙さとグアム問題だけに係っているわけではないということから、グアム・サモアといった米領島嶼地域とミクロネシア信託統治領との法的概念の違いについて理解していないと補足している。ただ、シルヴァーマンは、目下検討中のヴァージン諸島、グアム、サモアから「属領代表者」を選抜することを支持して行動する前に何らかの広報宣伝活動が必要となると述べ、連邦議会閉会（実際に 1949 年の第 81 議会は 10 月 19 日に閉会した）前に、下院が「グアム基本法案 4499 号」を決定するかもしれないという望みがあった以上、その法案から論争をよぶ条文—つまり「属領代表者」規定—を削除することが賢明であると考えたという。最終的に「米内務省は

<sup>57</sup> 池上、前掲論文、56～57 頁。

属領代表者規定を含む「グアム基本法案 4499号」を支持したが、その規定によって本法案全体が無になることは望まなかった」という説明がレッドン議員によってなされた<sup>58</sup>。このことから、法案成立を最優先にしたことが明確になったといえる。結局、下院公有地委員会は、11月末にグアムを訪問し、公聴会を開くことを決定したことから、グアム基本法案の審議は、1950年1月から開会される議会へ持ち越しとなった<sup>59</sup>。

IEAは、「もしグアム人が本当に属領代表者を必要とするのなら、彼らはその点について11月にグアムを訪問する連邦議会議員に強調するべきである。そうすれば、(その条文は)議場で再挿入されるであろう」<sup>60</sup>と、属領代表者規定についてはグアム住民の意志にゆだねるという趣旨の見解を述べていた。その下院公有地委員会議員によるグアムでの公聴会は、1949年11月21日から23日にかけて開催された。その公聴会に出席したグアム議員や住民からは、属領代表者規定を法案に復活させることの要望が定期されたが、同公聴会に出席していたシルヴァーマンは、その規定の削除について、先と同じ理由を述べるにとどまった<sup>61</sup>。

1950年1月からの連邦議会開会にむけて、1949年末には、連邦下院議会公有地委員会メンバーであったマイルズ(John E. Miles)議員を中心とする調査派遣団がグアムを訪問し、翌1950年1月16日にその調査報告書を公表した。マイルズ議員の報告書の内容の骨子は、『グアム・エコー』(1950年1月30日)で以下のように紹介されている。

(前略)グアムはアメリカのコミュニティである。英語は、その学校において教えられる言語であり、事実上すべてのグアム人は英語をはなす。彼らは本土の新聞をよみ、合衆国で作られた衣類を着て、本土のスポーツイベントを支持し、合衆国において比較できる規模のコミュニティとほとんど区別がつかない。区別で

<sup>58</sup> *Guam Echo*, Vol. 3, No. 7, October 31, 1949, p. 3, JCP, OF, Reel 52, PML, MO.

<sup>59</sup> Cogan, *op.cite.*, p.164.

<sup>60</sup> *Ibid.*

<sup>61</sup> 池上、前掲論文、61～62頁。

きるのは、気候、植物相、動物相である。グアムの人々は、提案されている基本法のもとで自らを統治することができるであろうし、賢明で前向きな法律が制定され、施行されるであろう、ということの本委員会は確信している。<sup>62</sup>

このマイルズ報告書の内容をもとに、1949年に審議された「グアム基本法案 4499号」が修正され、最終的に「グアム基本法案 7273号」として1950年5月23日に連邦下院議会で通過するに至った。結局、このグアム基本法にはグアム議会議員やグアム住民が要求していた「属領代表者」規定は含まれなかった<sup>63</sup>。

1949年末から1950年に至るなかで、IEAによる言論活動は、グアム基本法案の審議過程を追う記事が中心となり、IEA設立初期に見られた、グアム住民に関する状況やほかの太平洋島嶼地域に関する情報が相対的に減少していった。とくに『ニュース・レター』は太平洋島嶼地域の問題から、インディアン問題へと関心を移しつつあった。

こうして、1950年8月1日に「グアム基本法」（施行日は7月21日—Liberation day—に遡及）が成立したことで、グアムは「非編入領域（unincorporated territory）」という政治的地位が付与され、米海軍軍政統治が正式に終了し、米内務省による民政統治が開始されるに至る。その後IEAおよびコリアの関心は、再びインディアン政策に移っていき、グアムに関する言論活動の軸となった『グアム・エコー』、『ニュース・レター』はともに1950年5月をもって発行を終えた。コーガンは、グアム民政移行という「米海軍に対する勝利」について、「グアム基本法をもたらしたのはグアム人の意志であったが、1946年にコリアやイッキーズが口火を切ることなしには、その通過は決してなしえなかったであろう」と回顧している<sup>64</sup>。

---

<sup>62</sup> *Guam Echo*, Vol. 4, No. 1, January 30, 1950, p.1, Collier Papers, OF, Reel 52, PML, MO.

<sup>63</sup> 池上、前掲論文、62頁。

<sup>64</sup> Cogan, *op.cite.*, p.185.

## おわりに

以上の考察のように、第二次世界大戦後における IEA という民間団体がグアムをどのように認識していたのかを、機関誌『ニューズ・レター』、『グアム・エコー』の論調を素材として分析してきた。コリアは、米内務省インディアン局長として様々な改革を進めてきた経験をもとに、また軍による統治に対する根源的な否定もあいまって、積極的なグアムにおける米海軍軍政統治批判を展開した。そのなかで「民政への移行」という目的を達成すべく、グアム住民が実際に置かれている状況—賃金や土地補償—についての情報を拾い上げ、具体的な手段としての「グアム基本法」制定を主張してきた。ここでは、グアム人という「主体」を尊重するというよりは、同じ「アメリカ人」としての共通性が強調されており、この点はコリアのインディアン政策の延長線上にあるといえる。

一方で、米海軍省の意向も相まってグアムの民政移行が先送りされるなか、1949年3月の「グアム議会ボイコット」を引き金として、文民知事が誕生したり、「グアム基本法」案審議が加速化されたりしていく。ただ、その過程で審議を遅らせてしまいかねないと米連邦議会議員に認識された論争的なテーマ「属領代表者」規定を法案に盛り込むこと—については、先送りにしてグアム基本法の可決そのものを最優先していく動きが見受けられた。IEA もそれに呼応するかのように、グアム基本法の審議過程に関する記事を多く掲載するようになった。実際、先送りにすべきと判断された「属領代表者」規定の挿入は、グアム議会議員やグアム住民が1949年11月にグアムで開催された同法案に関する公聴会で訴えてきたことであった。つまり IEA の言論活動は、本来は民政移行の法的手段であったはずの「グアム基本法」制定それ自体が「目的」と変容するなかで、設立当初に見受けられたグアム住民の厳しい状況へのまなざしが背景に退くこととなったといえよう。

たしかに、コーガンが回顧するようにグアム基本法の制定によって米海軍の軍政統治は終わりを告げたことから、「海軍に勝利した」言えるかもしれない。しかし、その後のグアムの状況—米海軍による軍事基地の維持、土地補償の遅れ、大統領選挙権がない、連邦議会に代表を送ることもできない(=属領代表者規定がない)—を見た場合、結果的にグアム人(チャモロ人)に

対する権利拡大には程遠いものであったと言わざるとえない。したがって、IEA の言論活動は、グアム民政移行に寄与したと評価されるうるだろうが、民政移行がそのままチャモロ人の権利を保障したわけではないという限界性もまた内包されていたところでは結論づけたい。

[付記]本研究は、平成 28～30 年度科学研究費補助金若手研究（B）[研究課題番号 16K16933]による研究成果の一部である。